

いじめ防止等のための基本方針

鹿児島県立徳之島高等学校

令和4年11月制定

目次

第1章	いじめ防止等基本方針	1
1	いじめの定義	1
2	基本理念	1
3	いじめ理解	2
4	生徒の責任	2
5	本校職員の責務	2
6	学校の姿勢	2
7	いじめ解消の定義	2
第2章	いじめ防止等の対策に係る組織	3
1	組織の名称	3
2	組織の構成員	3
3	組織の運営	3
4	組織の役割	3
第3章	いじめ防止等の対策に係る取組	3
第4章	いじめ事案発生時の対応措置	4
1	いじめ事案発生時の初期対応	4
2	いじめ事案発生後の対応策の検討・決定・報告等	4
第5章	重大事案発生時の対応	5
1	重大事案の判断	5
2	対応手順	6
3	重大事案に係る調査上の留意点	7
第6章	個人情報等の取扱い	8
1	心理検査等の有効活用について	8
2	生徒の個人情報を含む文書等の保存期間	8
	いじめ防止年間計画	9
	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	10
	重大事案が発生した場合の組織的対応の流れ	11

いじめ防止等のための基本方針

鹿児島県立徳之島高等学校

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下、「いじめ防対法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

第1章 いじめ防止等基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防対法第2条）

また、ゲームやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生することもあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。但し、いじめに該当するか否かは、いじめ防対法第2条にもあるとおり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという観点を忘れてはならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 精神的に苦痛と感ずること（冷やかしたりからかい、悪口、脅し文句、人権を侵害する誹謗中傷等）を1回又は執拗に繰り返し発言される
- (2) 情報端末等で、(1)の精神的に苦痛と感ずることや写真等を、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上に勝手に投稿される
- (3) 意図的に仲間はずれにされる、集団から無視される
- (4) 遊ぶふりをしてぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を含め個人の所有物を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- (7) 嫌で恥ずかしいことや危険なことを強制的にされる、あるいはさせられる

2 基本理念

- (1) いじめはすべての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習等に取り組むことができるようにするため、学校の内外を問わずいじめ問題の防止に努めること。
- (2) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指すこと。
- (3) すべての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり、認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ問題に関する理解を深めること。
- (4) いじめは決して許されないことであるが、どの生徒でも起こり得ることから、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、いじめ問題に継続的に対応すること。

3 いじめ理解

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも起こり得る」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものだという認識を持ち、全職員がそれぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

4 生徒の責任

児童等は、いじめを行ってはならない。(いじめ防対法第4条) また、いじめを見て見ぬふりをしてはならない。

5 本校職員の責務

本校職員は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習や課外活動等に対して意欲的に取り組むことができるように、全ての教育活動を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を生徒一人一人に徹底して理解させる必要がある。そのために、生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、お互いの人格を同等と認め尊重し合える態度及び心の通う人間関係を構築できる能力の育成を図らなければならない。

また、保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、「いじめられている生徒に非はない」という認識のもと、適切かつ迅速に組織的な対応を行わなければならない。

6 学校の姿勢

- (1) 第1章1項のいじめの定義を、それとは別の「継続性、集団性」等の要素により学校独自の解釈をすることがないように、全職員に周知徹底する。
- (2) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする職員の意識や日常的な態度を高め、いじめの未然防止に努める。
- (3) いじめ事案発生時には、本方針第4章で定めた対応措置に基づき、即時的・組織的に対応し、早期発見・早期対応に努める。
- (4) 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行わなければならない。
- (5) 生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を支援する。
- (6) 部活動内における良好な人間関係の構築を図り、お互いを尊重し高めあえる部活動を目指す。
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである場合、所轄警察署と連携して対応する。

7 いじめ解消の定義

以下の2点の要件が満たされている状態を「いじめが解消されている」状態とする。

- (1) いじめ行為(第1章1項)が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者またはいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
- (2) 被害生徒が苦痛を感じていないこと(被害生徒及び保護者に面談等で確認)。但し、いじめが再発する可能性を考慮して、被害生徒が卒業するまで事後も日常的に注意深く観察する必要がある。

第2章 いじめ防止等の対策に係る組織

本校は、いじめ防止等の対策に係る組織として、校内に専門の委員会を設置する。

1 組織の名称

いじめ対策委員会（学校関係者評価委員会が兼ねる）

2 組織の構成員

校長，教頭，事務長，4部主任，学年主任，総合学科主任，農場長，学校関係者評価委員（5名） ※必要に応じて養護教諭，スクールカウンセラー

3 組織の運営

- (1) いじめの未然防止，早期発見・対応策等について，実効性のある組織的な取組を行う。重大事案発生時には諸調査を実施し，二度と重大事案が発生しないための学校体制のあり方等について検討し，指示する。
- (2) 学校はいじめ防止に対する取組について，第三者から意見具申を得るとともに，適宜見直しを図る。

4 組織の役割

- (1) 年間を通したいじめ防止のための取り組み等についての健闘を行う。
- (2) いじめ防止に係る年間の活動を検証し，次年度への計画を作成する。
- (3) いじめ事案についての組織的対応策を決定する。

第3章 いじめ防止等の対策に係る取組

- 1 全職員がいじめを見過ごさず，生徒の小さな変化にも気付くために，生徒と接する時間を大切にして，どんな些細なことでも親身になって相談に応じる姿勢を持つ。その際，教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけ，いじめにつながることはないように細心の注意を払う。
- 2 全職員が「報告・連絡・相談」を意識し，関係機関との連携を密にして，気になる生徒情報を年次会や教科会，職員会議等ですぐに共有する。
- 3 全校朝礼や学年朝礼等を通じて，いじめ防止の啓発活動を行う。
- 4 いじめ対応に係る職員研修を行い，教職員の資質・能力の向上を図る。
- 5 いじめ防止に係る取組を学校評価の評価項目に位置づけ，学校関係者評価委員会で取組を報告し学校の透明性を高める。
- 6 丁寧で根気強い生活指導を通して，基本的な生活習慣を身につけさせ，学校生活における生徒の規範意識（情報端末・SNS利用等の情報モラルも含む）を醸成し，お互いの存在を認め合えるような生徒集団を育成する。
- 7 鹿児島県総合教育センターの「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」，本校で行っている「生活実態調査」等を定期的の実施・分析し，生徒の置かれた状況や実態を把握する。
- 8 中学校訪問や教育相談，家庭訪問等により，生徒の生活状況や課題等の把握に努め，いじめの相談等に全職員が対応できるよう生徒情報を共有する。
- 9 部活動等のルール作りにおいて，生徒の主体性を大切にし，責任感や部員間での葛藤の解消方法，感情や行動を制御する方法を学ばせる。
- 10 生徒会活動の活性化による学校行事の充実を図り，学校行事を通して人間関係づくりを支援する。また，ボランティア活動を推進し，生徒の自己肯定感の醸成を図る。

- 11 生徒が悩みを抱え込むことがないように、県総合教育センター教育相談課やネットポリス鹿児島などの相談機関を紹介する。
- 12 養護教諭が保健室の来室状況観察から生徒情報を把握し、職員間で情報を共有する。
- 13 環境美化・清掃活動を活発にして、自己肯定感の醸成を図る。
- 14 長欠者調査から見えてくる生徒の実態を把握し、職員間で共有する。
- 15 学年集会において、いじめ防止に係る啓発活動を適宜行う

第4章 いじめ事案等発生時の対応措置

教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て行う。必要に応じて関係機関・専門機関と連携をとって対応に当たる。

1 いじめ事案発生時の対応

すべての教職員が速やかにいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

- (1) 被害者に対しては「あなたを絶対守る」というメッセージを送るなど被害者の心情に最大限配慮し、被害生徒の立場に立って経緯を確認する。
- (2) いじめの事実確認については、正副担任、部顧問、教育相談係、養護教諭等が把握する情報を確認する。必要に応じて関係機関や専門機関への相談や連携をとる。
- (3) 被害生徒及び加害生徒の保護者への連絡は内容に応じて慎重に行う。被害生徒の保護者には子どもの心に寄り添うこと、加害生徒の保護者には家庭で安易に叱責しないことを併せて伝える。さらに、具体的な対応策については、まとまった時点で連絡することを伝える。**(保護者への第一報が極めて重要)**
- (4) いじめには、冷やかしかからかいなどから、傷害や恐喝等の犯罪行為となり得るものまで段階や状況が異なるため、その段階や状況に応じた対応策案を検討する。
- (5) 情報端末によるいじめの場合、被害の拡大を防ぐために、直ちに対象情報の削除を行うが、被害者の了解を得た上で対象ページを保管し、いじめの証拠として残す場合もある。プロバイダに対しては、法務局やネットポリス鹿児島など関係機関の助言を得ながら対応する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるまたは生じる恐れのある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、助言や支援を得る。

※ いじめ防対法第19条3項

インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

2 いじめ事案発生後の対応策の検討・決定・報告等

- (1) 情報収集を組織的に行う。最悪を想定した対応をすること。事実を確認した後、生徒指導主任等が集約し校長・教頭に報告書を提出する。
- (2) 校長・教頭は、必要に応じて県教育庁高校教育課に連絡する。また、緊急対応のスクールカウンセラー（以下S Cと呼称）や専門的知識及び経験を有する専門家の派遣を依頼する場合もある。
- (3) 担任または副担任は、できるだけ迅速に当該生徒の保護者と連絡を取り、発生した事実と今後の対応策を正確に伝える。家庭訪問または学校での面談の希望があれば時間を確認して対応する。

- (4) 生徒指導部で指導案を検討し、職員会議を開催し、指導内容等を含めた対応策等について全職員の共通理解を図り、職員の役割分担を決定する。いじめの解消に至るまで、経過観察・継続的指導を行うことを確認する。
- (5) 被害生徒への家庭訪問または学校での面談の際は、複数の職員で対応し、管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。可能な限り詳細に説明し、誠意を持って対応する。学校の対応策についての理解を得て、協力を依頼する。被害側が警察に被害届を出すこともできることを伝える。
- 加害生徒への家庭訪問または学校での面談の際も、複数の職員で対応し、温かい態度で事実を伝え加害生徒への非難は避ける。加害生徒が複数いる場合は、公平に対応する。保護者の心情を共感的にとらえながら、学校の指導方針について丁寧に説明し、理解・協力を得る。被害生徒の心情に思いをはせてもらい、被害生徒への対応（謝罪・弁償等）について相談する。
- (6) 被害生徒に対して、共感的理解に基づく支援にあたる。
- ア 被害生徒本人の不安（疎外感や孤独感等）の払拭に努め全教職員が一丸となって支援することを約束する。
- イ 教育相談係やＳＣによる心のケアを継続して実施する。子ども総合療育センターや総合教育センター教育相談課等の外部機関に助言を求める。
- ウ 今後の対応のあり方（人間関係の修復等の課題解決に向けた支援等）を、本人の思いを十分考慮した上で決定していく。
- (7) 加害生徒の心情に配慮しながらも、毅然とした対応で加害者の指導にあたる。
- ア 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を加害生徒にも徹底して理解させるために毅然とした態度を示す。
- イ 単に叱責や説諭にとどめてはならない。生育歴や人間関係、家庭状況等の生徒理解に努め、加害側の気持ちも理解しつつ、再発防止に向けた指導・支援を行う。
- ウ 被害生徒が今どんな思いで過ごしているのかなどを考えさせ、形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるように粘り強く指導していく。
- (8) いじめ撲滅に向けた集団への毅然とした指導を、継続的かつ徹底して行う。
- ア 学級における指導においては、被害を受けた当事者及び保護者から了承を得た上で指導を開始する。
- イ 指導内容は、いじめは絶対に起こさない、起こさせないという意欲喚起につながるようなものを準備する。指導していく中で、いじめられる側にも問題があるといった意識が払拭されているか検証するとともに、加害側を一方的に責めることがないように、事前の配慮や準備を行う。
- ウ 観衆や傍観者がいた場合、被害側の心情をくみ取らせるとともに、いじめを見聞きしたら、まず教職員に知らせることがいじめの解決につながることを理解させる。
- エ 同様のことが起こらないように、単年度で終わらず、内容を吟味しながら継続的な取組を行っていく。
- (9) 被害側が警察に被害届を出した場合は、上記の対応を継続しながら、警察との連携を密にして情報収集に努め、全職員で情報を共有する。

第5章 重大事案発生時の対応

1 重大事案の判断

下記のいずれかの状況に至る要因が、当該生徒に対して行われるいじめにあるものと判断される場合、重大事案と判断する。

- (1) 生徒が自殺を図った場合（死に至らない場合も含む）
 - (2) 身体に重大な傷害を被った場合
 - (3) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (4) 精神性の疾患を発症した場合
 - (5) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- ※ この場合、たとえ学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態が発生したものとして対応する。

2 対応手順

- (1) 重大事案と判断した場合も、基本的に第4章に掲げた対応措置を行っていく。しかし、生徒の自殺という極めて重大な事案の場合は、校長、教頭、正副担任は直ちに校務遂行を中止し、家庭訪問を実施する。家庭訪問では、遺族（保護者を含む）に対して、管理下で起きたことに対する謝罪を第一にしながら誠意を持って話をする。そして、自殺に至るまでの経緯等について、可能な限り情報収集に努める。通夜及び葬儀にも管理職及び正副担任等の関係職員は必ず出席し、常に遺族に寄り添う気持ちを持った行動とサポートに努める。

校長は、高校教育課長に第一報を入れ、事実関係を明確にするため、詳しい調査を実施すること、毎日あるいは状況に変化があった場合には必ず生徒指導担当指導主事に連絡する旨を伝える。教頭は、得られた情報を逐一文書（電子データ）にまとめ校長に提出する。保護者会やマスコミ等への記者会見は、遺族と緊密に連携を取りながら、校長が前面に立ち指揮を執る。その際、公表する情報の取り扱いには細心の注意を払う。

※ 自殺報道に関するWHO（世界保健機関）の提言

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 自殺の手段を詳細に伝えない | ② 遺書や写真を公開しない |
| ③ センセーショナルに扱わない | ④ 自殺を美化しない |
| ⑤ 原因を単純化しない | ⑥ 特定の誰かの責任にしない |

- (2) 教職員は、自殺した生徒と交友関係にあった生徒、自殺の現場を目撃した生徒、担任や部顧問、教育相談係など教職員が把握している自殺リスクのある生徒などに対して細やかな生徒観察を行い、面談を行うなどして残された生徒を守ること。それ以上誰も傷つかないことを念頭に全職員で心のケア及び支援に徹する。

担任や部顧問は、今いる生徒に対して事実を伝え、生徒の感情表現に理解を示し、葬儀への関わり方やこれからどうするかなど誠意を持って伝える。一人で思い悩まず、周りの生徒と一緒にあるいは教職員と一緒に話をして、気持ちの落ち着きを取り戻すように支援する。

養護教諭や教育相談係は、生徒のケア会議の開催やケア全体の総括を行う。また、養護教諭は保健室へ来室する生徒への関わり方にも細心の注意を払う。

※ 防衛医科大学校精神看護学講座 高橋聡美教授の講演会『『子どもの生きづらさに寄り添う』～死にたいという子や喪失体験後の子をどう支えるか～』の資料から抜粋

◎ 在校生自殺後の生徒の心と体の反応

- (1) 自分を責める、他人を責める
- (2) 死への恐怖、一人でのいることの恐怖
- (3) 何もなかったように振る舞う
- (4) 食欲不振、悪夢、不眠、腹痛、倦怠感等

- 有害な支援**
- ① アドバイス
 - ② 回復を鼓舞する
 - ③ 陽気に振る舞う
 - ④ 不遜な態度
 - ⑤ 私はあなたが分かる
 - ⑥ 相手を聞き役にする



- 有用な支援**
- ① 同じ境遇の人と接する
 - ② 吐き出す機会を待つ
 - ③ 誠実な関心を示す
 - ④ そばにいる、アドバイスよりシェア
- ※ なにか声かけするより聞いている方が支援になる

◎ どのように子どもと接するか？SOSを受け止めるか？→【受容と傾聴】

ジャッジしない、アドバイスしない、ありのままに受け止める、勝手に想像しない（決めつけない）、子どもの情景を見させてもらう

誠実な関心

…「眠れてる？食事は摂れてる？」（体調や日常生活のことから触れる）
 「何が不安かな？」「何が辛い？」（不安・苦痛などの感情を聞く）

繰り返し

…生徒が「～」と言ったら「～と思ってたんだね」（共感的理解）

詳しく尋ねる

…「どんな時にそう感じるの？」「何があったの」（情景を見させてもらう）

- (3) 自殺には至らないが、生徒の生命、身体または財産等に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに管理職がスクールサポーターまたは直接所轄警察署に通報し、適切な助言や情報を得る。

3 重大事案に係る調査上の留意点

- (1) 重大事案と判断した場合も、「いじめ対策委員会」が第4章第1項にある初期対応において情報収集を行い対応策まで検討する。対応策が決まらない場合も、生徒指導主任が集約・整理した初期情報（縊死の場合は正副担任が収集した情報）を校長に至急報告する。

校長は、いじめ防止対策のための職員会議を緊急開催し、得られた事実関係を報告するとともに、事実を明確にするさらなる調査の実施について、方法や内容について意見具申を求める。事態によっては、県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性・透明性の確保に努めながら調査を実施する。

- (2) いつ（いつ頃から）、誰が加害の可能性があるか、どのような態様であったか、生徒の人間関係（学級、部活動等）にどのような問題があったか、重大事案に至った背景、学校や教職員がどのように対応したかなどできる限り詳細な情報を把握する。
- (3) 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に詳しく説明する責任と義務があることを認識する。重大事案に対する諸調査は原則として公開する旨を伝え、生徒には重大事案解決のために正直に回答すること、憶測で話を広げないことなどを指導する。但し、調査に協力する生徒個人が特定されるような公開は絶対に避けなければならない。
- (4) 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、被害生徒と保護者に対して個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- (5) 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に学校をあげて全力で取り組む。

(6) 諸調査結果により明らかになった情報は、自殺の連鎖を防ぐためにも厳しい情報管理を行う必要がある。但し、職員会議、高校教育課には得られた情報を全て提出する。

また、学校は県教育委員会の指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、家庭訪問または学校説明会において、報告書の情報を包み隠さず提供する。学校の管理下で起きている場合は、誠意を持って謝罪する。

第6章 個人情報等の取扱い

1 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の生活や生活実態などのアセスメントをする上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法等について職員研修を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

2 生徒の個人情報を含む文書等の保存期間

生徒の個人情報（心理検査、学校楽しいーと、SNSチェック、生活実態調査等の原本やデータ）、聞き取りの結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は保存期間を3年とする。

鹿児島県立徳之島高等学校
「いじめ防止等のための基本的な方針」
令和4年11月制定

徳之島高校生徒会【いじめ撲滅宣言】

【いじめ撲滅宣言】

日本国憲法の中に「基本的人権の尊重」があります。
この権利は誰も侵害してはならない権利です。
いじめは、この権利を侵害するものです。
いじめをしていい権利は誰にもありません。
私たちは、本来優しい心を持っています。
人を思いやり、愛し、慈しむ心があります。

生徒会では、以下の言葉をいじめ問題のスローガンとして掲げました。

「徳高を安心して過ごせる居場所に」です。

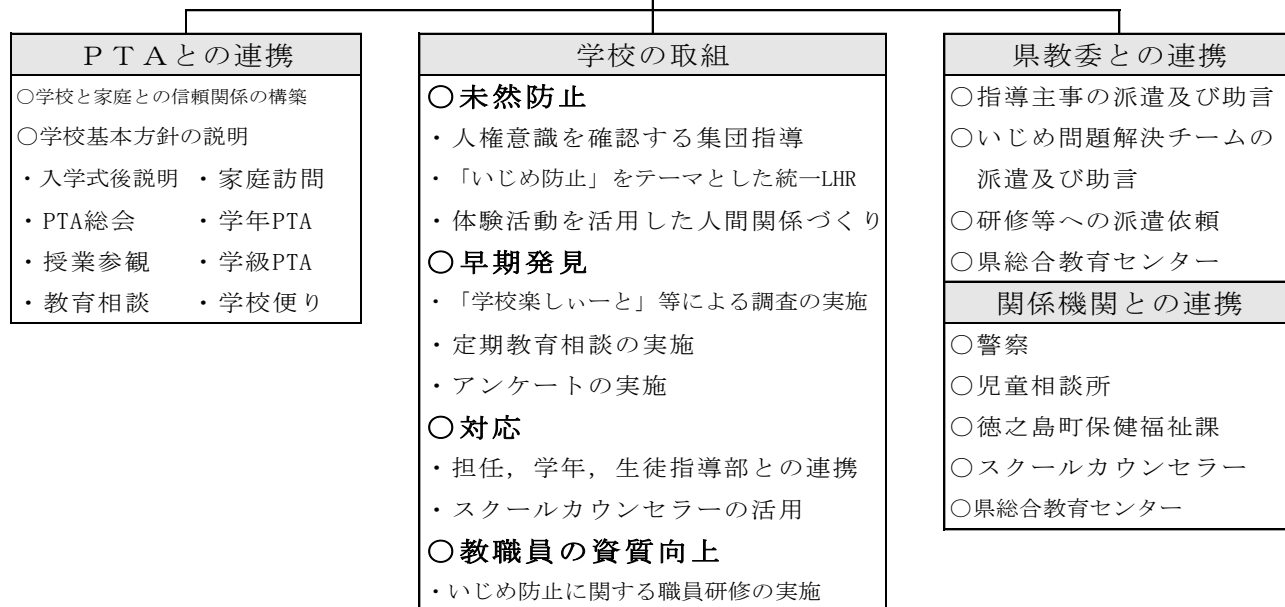
徳之島高校から全生徒の責任としてあらゆるいじめを無くし、互いに支え合い、誰もが居心地の良い学校をつくるために
「いじめをしない・させない・見逃さない」という
いじめ撲滅宣言を行います。

令和3年4月19日
徳之島高等学校生徒会

徳之島高校いじめ防止年間計画

いじめ問題への学校の目標	
校訓にある「敬愛」「共生」に沿った人権尊重の精神を基底にした教育活動を展開し、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心を育てることを目標とする。	

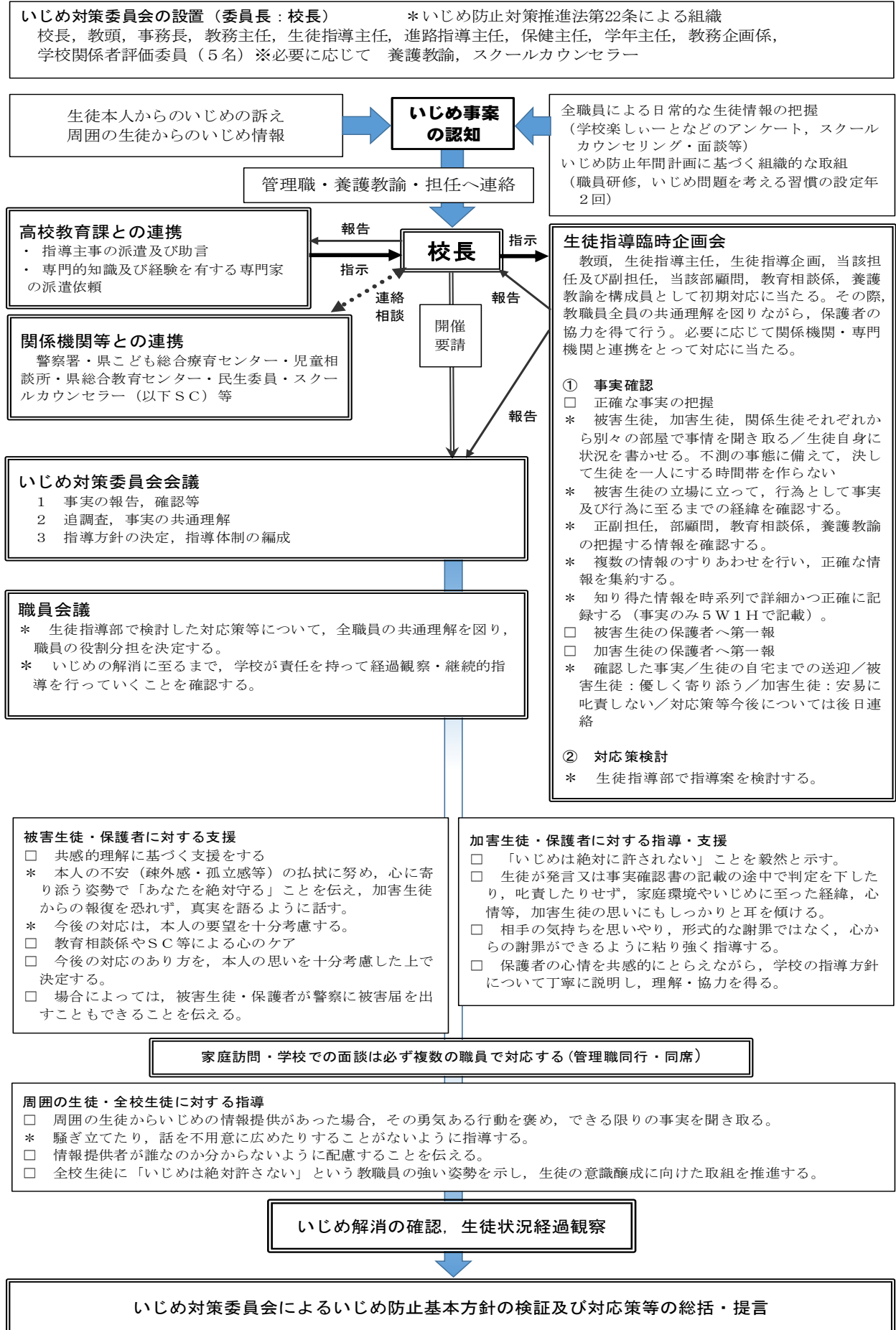
【いじめ対策委員会】	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた取組等についての検討 ・年間の活動を検証し、次年度への計画作成 ・事案についての組織的対応と検討
構 成	○校長 ○教頭 ○事務長 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○進路指導主任 ○保健主任 ○学年主任 ○教務企画係 ○学校関係者評価委員（5名） 等 ※必要に応じて ○養護教諭 ○スクールカウンセラー



【 年 間 計 画 】

月	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	・ 集団指導（いじめ撲滅宣言） ・ 家庭訪問，三者面談	・ 集団指導 ・ 家庭訪問，三者面談 ・ 生徒指導の職員研修	・ 人権意識の確認 ・ 家庭訪問，三者面談のまとめ
5月	・ スクールカウンセリング		・ 職員共通理解
6月	・ 学校楽しいーと ・ スクールカウンセリング	・ 生徒理解のための職員研修 ・ 第1回学校関係者評価委員会	・ アンケートの分析・報告 ・ 学校関係者評価委員会での報告
7月	・ 教育相談 ・ スクールカウンセリング		・ 教育相談のまとめ
8月			
9月	・ 生活実態調査 ・ 教育相談 ・ 統一LHR（いじめ問題） ・ スクールカウンセリング		・ アンケートの分析・報告 ・ 教育相談のまとめ
10月	・ スクールカウンセリング		
11月	・ SNSチェックシート ・ スクールカウンセリング		・ アンケートの分析・報告
12月	・ 生活実態調査 ・ スクールカウンセリング		・ アンケートの分析・報告
1月	・ スクールカウンセリング		
2月	・ 生活実態調査 ・ スクールカウンセリング	・ 第2回学校関係者評価委員会	・ アンケートの分析・報告
3月			・ 年間の総括及び次年度計画

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



重大事案が発生した場合の組織的対応の流れ

令和4年11月29日

- <方針>
- 1 生徒等の安全確保，生命維持最優先
 - 2 冷静で的確な判断と指示
 - 3 適切な対応と迅速正確な連絡，通報

